
令和5年 第2回(定例)吉賀町議会会議録(第4日)

令和5年6月16日(金曜日)

議事日程(第4号)

令和5年6月16日 午前8時59分開議

- 日程第1 発委第3号 議員定数等調査特別委員会の設置について
- 日程第2 議案第36号 吉賀町成年後見人等受任調整委員会条例の制定について
- 日程第3 議案第37号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第38号 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第39号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第40号 令和5年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第41号 令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第42号 令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第43号 令和5年度吉賀町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第10 発議第3号 物価上昇に見合う年金支給を求める意見書(案)
- 日程第11 陳情第2号 太陽光発電パネル設置に関する陳情
- 日程第12 要望第2号 農業経営収入保険の保険料補助に関する要請
- 日程第13 閉会中の継続審査について
- 日程第14 閉会中の継続調査について
- 日程第15 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 発委第3号 議員定数等調査特別委員会の設置について
- 日程第2 議案第36号 吉賀町成年後見人等受任調整委員会条例の制定について
- 日程第3 議案第37号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第38号 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第39号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第6 議案第40号 令和5年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）
 日程第7 議案第41号 令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第8 議案第42号 令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第9 議案第43号 令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）
 日程第10 発議第3号 物価上昇に見合う年金支給を求める意見書（案）
 日程第11 陳情第2号 太陽光発電パネル設置に関する陳情
 日程第12 要望第2号 農業経営収入保険の保険料補助に関する要請
 日程第13 閉会中の継続審査について
 日程第14 閉会中の継続調査について
 日程第15 議員派遣の件について

出席議員（12名）

1番 桜下 善博君	2番 村上 定陽君
3番 三浦 浩明君	4番 桑原 三平君
5番 河村由美子君	6番 松蔭 茂君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 藤升 正夫君	10番 中田 元君
11番 庭田 英明君	12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	岩本 一巳君	副町長 ……………	赤松 寿志君
教育長 ……………	中田 敦君	教育次長 ……………	大庭 克彦君
総務課長 ……………	野村 幸二君	企画課長 ……………	深川 竜也君
税務住民課長 ……………	山根 徳政君	保健福祉課長 ……………	中林知代枝君
医療対策課長 ……………	渡邊 栄治君	産業課長 ……………	堀田 雅和君

午前 8 時 59 分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は 12 人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

なお、6 月 7 日に提出がありました要望第 2 号森林環境譲与税の譲与基準の見直しについては、6 月 9 日、初日ですが、議運にお諮りをし、本日上程をするものです。

ただいま、局長のほうから配付文書の確認の際に皆さんにお知らせしましたが、タブレットに入っております。配付した陳情・請願・要望等文書表のとおり、経済常任委員会へ付託することにしました。

日程第 1. 発委第 3 号

○議長（安永 友行君） 日程第 1、発委第 3 号議員定数等調査特別委員会の設置についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。5 番、河村由美子議会運営委員長。

○議会運営委員長（河村由美子君） おはようございます。発委をいたします。

発委第 3 号。令和 5 年 6 月 16 日、吉賀町議会議長安永友行様。提出者、吉賀町議会運営委員会委員長河村由美子。

議員定数等調査特別委員会の設置について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項及び吉賀町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

理由は、吉賀町議会の議員定数等に関する調査研究のためということでございます。

○議長（安永 友行君） ただいま提出者のほうからの提案理由の説明が終わりました。

提出者に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

ここでお諮りをします。日程第 1、発委第 3 号議員定数等調査特別委員会の設置については、設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしです。したがって、発委第 3 号議員定数等調査特別委員会の設置については、設置することに決定をされました。

ここで資料を配付しますので、しばらくお待ちください。

配付もれはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、先ほど設置が決定しました議員定数等調査特別委員会については、お手元に配付した名簿のとおり、これは事前に協議をいただいておりますが、委員長に1番、桜下議員、副委員長に6番、松蔭議員が選任されましたので報告をいたします。よろしくお願ひします。

日程第2. 議案第36号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第36号吉賀町成年後見人等受任調整委員会条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第2、議案第36号吉賀町成年後見人等受任調整委員会条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

念のため申し上げます。押しボタン式による表決においては、所定の時間内にボタンを押されなかった場合は、申し合わせ事項により棄権とみなすことになっております。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているかを確認して表決してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れはなしと認めます。これで採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君
河村由美子君
河村 隆行君
藤升 正夫君
庭田 英明君

桑原 三平君
松蔭 茂君
大庭 澄人君
中田 元君

反対（0名）

日程第3 議案第37号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第37号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第3、議案第37号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

桜下 善博君
三浦 浩明君
河村由美子君
河村 隆行君
藤升 正夫君

村上 定陽君
桑原 三平君
松蔭 茂君
大庭 澄人君
中田 元君

庭田 英明君

反対（0名）

日程第4. 議案第38号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第38号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、議案第38号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、これで採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

反対（0名）

日程第5. 議案第39号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第39号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第5、議案第39号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

反対（0名）

日程第6. 議案第40号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第40号令和5年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。よろしいで

すか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、議案第40号令和5年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、これで採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

反対（0名）

日程第7. 議案第41号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第7、議案第41号令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑を保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第7、議案第41号令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

日程第8. 議案第42号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第42号令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑が保留をしておりますので、これを許します。質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第8、議案第42号令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

日程第9. 議案第43号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第43号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） この前も説明でありましたけれども、13ページの地域医療のところ、5,393万8,000円と、医療法人拠出金というのがございます。医療法人の拠出金が600万円というのはよく分かりましたが、残りの5,393万8,000円から600万円引いた4,793万8,000円ですか。地域医療確保緊急対策というところ、その説明があった折に、職員採用選考を含まれておるといようなお話がありましたが、それが4,700万円ぐらいかかるのか。その辺の内訳がちょっとはつきり分からなかったんですが。

○議長（安永 友行君） 渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） それではお答えします。

地域医療確保緊急対策事業補助金というものにつきましては、石州会に対する特別交付税見合い分の補助金というふうになっております。そのほかの600万円につきましては、新法人カタクリ会の職員採用選考の経費に当たるものでございます。というところよろしいでしょうか。

○議員（10番 中田 元君） 分かりました。自分がちょっと勘違いしておりました。ありがとうございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 予算書の9ページ、企画総務費のうち一般コミュニティ助成事業補助金の120万円。これ朝倉の自治会ということで御説明をいただいております。内容と、それからその設置場所について、既に見通しが立っているのであれば、その場所について御説明ください。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、先ほどのコミュニティ助成事業の内容と設置場所についてお答えをします。

今、朝倉自治会長会から出てきたものの内容でいうと、音響施設であったりとか、あとポータブル電源、ソーラーパネルといったような内容でございます。

設置場所に関しましては、基本的なところでいくと、朝倉公民館に設置をされるものだというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 同じく9ページの企画総務費で、調査分析委託料というのが1,197万円計上されております。前回の本会議の上程のときもお聞きしましたが、ちょっと理解できませんでしたので、改めてお聞きしますが、この調査の、これは、まちの駅構想の調査委託費ということなんですが、この中にはよしかみらいのサブグラウンドに関連することは、この調査の中に含まれておりますか、おられませんか、それをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也君） それではまちの駅構想のところ、今どういった施設が含まれているかということなんですけれども、今、申請段階におきましては、真田グラウンド、あとは交流研修センターの1階部分、2階部分、あと旧六日市学園の施設といったところになります。

先ほどお話が出たサブグラウンドに関しましては、今この調査の申請の時点では、特段そこは入っておりません。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 関連ですが、現時点では入っていないということではありますが、

調査の段階で、後からこれを含むということはあるということですか。それとも、最初からこれはもう全く入っていないということですか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也君） 今回の事業の調査の目的が、先ほど言いました4つの施設を一元的に活性化をしていこうということで考えております。その中でいろんな提案があるかと思えますけれども、そういった中に、例えばサブグラウンドだったりとか、違う新しいものをつくったらという提案が含まれるということは、否定はできないと思っております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 今の答弁、違うんじゃないですか。このPFI、プライベート・ファイナンス・イニシアチブですか。公共サービスを民間経営に委ね、効率化する仕組みということで、この事業スキームを見ますと、吉賀町がSPC、SPCとは、特定の事業の実施を目的として設立される事業会社です。

ここを読むと、この真田グラウンド、交流センター、地域拠点施設、これを一体化して、このスキーム案を見ますと、サービスを提供し、料金をもらうと。グラウンドの利用者、公営住宅、交流拠点、宿泊施設とあって、それがSPCに集まっていく、事業マネジメント会社に入っていくと。そして、それを地域再生推進法人が運営していくと。

この一つの大きな公共事業で、このプロジェクトで一体としてここを開発されるわけで、これを読みますと、今のグラウンドが外されているというのはおかしいんじゃないかと思うんですが、そういうのを一体化して、これから設計会社が設計し、建設し、維持管理会社が維持しながら事業を進めていくと。民間経営に委ねる、一度つくって、それを管理運営していくといいますが、併せて質問したいと思っていたんですが、一体となってそれをSPCがマネジメントしていくということは、今までに町が支払っていた各指定管理の真田グラウンド、交流センター、公営住宅と書かれています、これの指定管理料もなくなって、これを全体のこのSPCが一体の事業として経営して、町からの補助金が入ってくるのは書いてありませんが、PFIの事業契約を結ぶとだけあります、このスキーム案に。

PFIというのは、当然、一度つくって経営を委ねるわけですから、ひとたびその事業が完成しますと、その管理は全部、民間に変わっていくわけで、町が関わることはないと思いますが、一つの案として、ここにも書いてあると思うんですが、本当にサブグラウンドの建設とか、そういう駐車場とか、一体的な管理をするという、このスキームはないんですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。的外れであれば、また御質問くださいませ。

今現状の中で、現況の中で、構想を練ってみたいという、御提案をしたいということですから、今7番議員が言われました、公共施設はあそこに4つありますよね。真田グラウンド、よしかみらい、それから真ん中にあります、もともとの交流センター、今は交流センターと吉賀高校のみなし寮、それから旧六日市学園、4つあるわけです。

これを今現況で言うと、これが公共施設ですから、そこを一体的、複合的な形でできないかということでありまして、今、周辺に圃場整備の集積できなかった部分を、今、一区画に集めて、当座のところは残土処理というような形で、以前から使わせていただいて、今そこへ土を盛って、転圧等かけておりますけど、今はそこ自体は、言ってみれば、1番議員も言われましたが、サブグラウンドということは、まだ特定をしてないわけです。そこをお話をさせていただきたいと思いますが、そこをまずサブグラウンドに必ずするとか、それから国道に向いたところは、必ずあそこを駐車場にするとか、そこはまだ確定をしていない。

こういう段階でございますので、そこを初めから含めて、今回の調査業務に出すということではなくて、今まずある、確定をしている部分の4つの施設を、まず複合的に有効活用できないか。その可能性を調査するということでありまして、あとは提案者なり受託者がどのような内容を今後御検討されて、お示しをされるのか分かりませんが、あとは周辺環境を、例えば将来的にどのようにしたらいいとか、そこをもって、この今ある4つの複合施設として管理する部分のところが、相乗効果が上がってくるとか。

直近で今、残土で土を今埋めていますけど、そこであったり、それからまだ広く言えば、七日市の連担地エリア、あるいは親水公園があたりしますけど、近くには。そうしたことをいろいろ見る中で、ここの一帯のところを、どういうふうに利便性を高めて、皆さんが多く集まっていたりするような、いわゆるまちの駅という表現をさせていただいていますが、そのような御提案をさせていただきたいということでございますから、これちょっと下の写真のところ少し白くなって見にくいんですけど、ありますように、今、真田グラウンド、それから交流センター、今そこへみなし寮も入っておりますし、旧六日市学園、ここに今確定をした部分の中で調査業務、可能性の調査をお願いをさせていただこうということでございます。

初めから、周辺の今言われたような圃場整備で集積をした、いわゆる田んぼ、圃場になっていない部分がありますけど、そこを初めからサブグラウンドにするとか駐車場にするとか、そうしたことをこちらのほうから、あらかじめ織り込み済みでお願いをするという趣旨ではございませんので、結果的にそうした御提案があるかも分かりません。そうすれば、まだまだ今の4つの公共施設が利便性が上がってくる。まちの駅としてのにぎわいも創出ができるということになるかも分かりませんが、初めの段階から、我々のほうからそういったような御提示をするというものではございませんので、ちょっと分かりにくい説明になるかも分かりませんが、その辺、御理

解をいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） これは国交省へ申請されたわけでしょうから、地域活性化を図る複合施設、一体型の交流拠点、まちの駅形成に向けた課題。令和12年度に開催される国体サッカー会場として当該地が選定され、開催に向けた整備や既存施設の有効利用など、まちの駅に位置づけられる複数の公共施設の包括的な整備、維持管理等々書かれています。

ということは、入っているということでしょう。そのスキーム案の中に、この計画を申請されて、こういうことで国交省から許可を受けられたわけでしょう。それでなかったら、今町長の説明だと、第1弾がこれで、第2弾がまた周辺を含めた整備ということで、2段階になるんですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） なかなか説明が難しいところもありますけど、真田グラウンドと言っておりますのは、今、人工芝があるところ、現に多目的に使っている、あの一角を言うわけです。

そこをまず公共施設として、行政財産として、グラウンドとして使っているわけですので、そこをまず活用するためには、どうしたらいいかということでございまして、それ以外に3つがありますけど、その一角です。その一角のエリアをどのようにして多機能的に使っていったら、利便性を上げたらいいかということでございまして、それを御検討いただく中で、周辺のところをこのように利活用したら、まだまだ今ある既存の公共施設が生きてきますよという御提案があるかも分かりませんが、我々のほうから、初めからそんなところを使ってくださいとか、そういうことではないです。

ですから、俗に言う、今土が埋まっている、サブグラウンドと言われましたけど、そこを含めてどうこうという提案といたしますか、プロポーザルで御提案をするわけではございません。ですから、2段階という話もございましたが、2段階のようなことをする必要もございません。最初の公募型プロポーザルの中で、業者さんのほうからそうしたような御提案があるかも分かりません。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） このスキーム図が書いてあるから、そういうふうに理解するわけですが、SPCに集めて、それを一括管理する、これ案と書いてあるから、案と言われればそれまでですが、本当はこれでやってほしいと。

なぜならPFIでやったら、指定管理料が全部要らなくなると。民間で全部収支を合うように、しっかり頑張れるということですから、本当は指定管理を外していくほうが、管理料を外していくほうがいいから、ここがしっかり機能するように、収支が整うような案が出てくると思うんですが、その中でこういう方向になるんじゃないかと思ったんですが、町長の答弁がちょっとよく

分からないんですが、この案は案で、町はこのように思っていないということなんですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回調査業務として、内容としてお示しを、プロポーザルですから、一定の仕様書のようなものをつくらないといけませんけど、そのときに一つのイメージという形で、こうしたスキームをお示しをさせていただいた。それを議会のほうへ説明の材料として提供させていただいたということでございますから、こうしたようなことをイメージをして、御提案をしていただきたいというお願い、公募型のプロポーザルをするということでございます。

この今スキーム案の中にあるグラウンド利用者という、このグラウンドの中には、端的に言って、現在の公共施設として確定をしております、行政財産として、先ほど言いました人工芝のところのあの一角のことを意味しています。

あとは公募型プロポーザルに応募なり手を挙げていただいて、提案をされる方が、周辺のところを活用したらどうであるかとか、それから近くにはポケットパークがあるから、そこを利用して、まだまだこちらへ人を呼び込むことができるんじゃないかとか、それからJAさんの大きい施設もありますけど、そこへ行って農業のことをいろいろ視察とか勉強するために、この建物を使ったらどうかとか、加工所もありますから、そうしたところと連携をしたらどうかとか。例えばですよ、私がもし業者さんだったら。

そうしたことを、自由度を上げて提案をしていただくということにしたいと思っておりますので、初めからこのグラウンドという定義の中へ、隣接をしております、今の残土置場のようなものも全て含めてということではない。あくまで、このプロポーザルに応じていただく企業様のほうの案を示していただきたいという選定方法でございます。

皆様方の御理解がいただけなかったのなら、私の説明が悪いんですけど、そのように説明をさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 道の駅事業として、PFIということは、もう経営を委ねるわけですから、PFIで実行するということになると、一つ一つの提案があつて、これからプロポーザルで提案があつて、いろんな事業をどういうふうに組み合わせるといふことはあるかもしれませんが、こういうスキーム案が出た、これを基にやはり策定される。それからサッカーも当然想定される。そういうのを全部想定されて、一つの道の駅事業として、あの一带を管理運営されるという、民間の企業の方が現れるということですから、当然指定管理も外れますし、いろんなことも外れると思うんですが、しっかりその辺は一体的な開発ですので、今はこうなんだからこうというような町長の説明でなく、やはりスキーム、こういうふうにもう書かれているわけですから、私は一体となって、ちゃんとしてPFIが機能するように、こういうスキーム案が出来上がるよ

うに、しっかりと事業を進めてほしいと思っているんです。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 私の説明が悪くて、うまく伝わっていないかなと思いますけど、当然ここにあります調査内容、事業スキーム案で、これで公募型のプロポーザルという、予算が確定をすれば、その事務に直ちにいらなくてはなりませんけど、あくまで最低限のことを、我々のほうはオーダーとして出させていただいて、あとは手を挙げていただいて、いろいろな御提案をしていただく、皆様方の自由度をやっぱり大いに期待をしておりますので、そこを見ていくのが、この公募型プロポーザルの手法でございますので、初めから全ての100%、あるいは120%、30%、全てお示しをして、これでやってくださいということではなくて、最低限のガイドラインをお示しをさせていただいて、あとはそれぞれの創意工夫の中で、こうすればまだまだあそこは利用度が上がってきて、地域活性化になって、吉賀町が元気になりますよと、こういうことを我々はプロポーザルで期待をしておりますので、そういう意味でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） ただいまの町長の答弁で、自由度を期待をするということでありました。そうしますと、例えば今の真田グラウンドを利用して、小さな大会等を開くときに、グラウンドだけでは試合もあり、そのときは練習はできないので、例えば大野原のグラウンドを使うとか、そのことによって真田グラウンドの利用率を高めることになる。そういう提案もあると、可能性も否定できないというふうに受け止めたんですが、いいですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 例えばということでお話があったんだろうと思いますが、そうしたこともあろうかと思えます。それから、七日市の連担地の中には、ほかに公共施設もあるわけでございますので、そうしたところと連携をして活用しながらやる方法もあろうかというふうに思っております。それぞれの手を挙げていただく、たくさんの企業様に手を挙げていただきたいと思いますが、それぞれの思いの中で、創意工夫の中で、いろんなことを御提案をいただければなというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） この問題は皆さん御興味もあられるし、関心の高い部分であります。関連です。これは、あくまで今調査という項目で出ている部分であると認識しております。

全協のときの資料で、カラー刷りのものを今見させていただいておりますが、気になるサブグラウンドになるであろうとか、埋立てをしてあるところ、黄色で囲ってあります。町としては、それなりに構想の中に一つ入れておられるのかもしれませんが、プロポーザルで公募される調査

会社は削ったほうがいいのかということと言われるかもしれません。その辺の調査結果について、逐一というか、細かいところが出ましたら、議会にも御提案していただく。それで共に考えるという方法を取っていただくことはできませんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） そのような作業は、当然のこととしてやりたいと思います。これを含んで、今補正予算、最終的に議決をいただかなければ着工といいますか、発注ができないわけですが、国土交通省の10分の10、ですから自主財源なしで、今回入りの部分をそのままこちらで使わせていただくという、大変有効な財源活用でもございますので、これを活用してプロポーザルをさせていただくと。

その進捗状況なり、当然その結果については、議会のほうもそうだと思いますし、それから現にあそこで活動していらっしゃる一般社団法人、2ついらっしゃいます。指定管理の部分と地域再生推進法人、そちらのほうの方にも当然情報提供させていただきながら、現に当事者でございますから、そうした方の御意見も聞きながらということで進めさせていただきたい。当然丁寧な御説明なり御協議をしていくつもりでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 同じところでの質問になりますけれども、先ほど同僚議員からの質問の中でも言葉で出ておりましたけれども、事業スキーム案のところのSPCっていう、アルファベットで書いておられますが、たしか先日の説明のときには特定目的会社という表現だったと。これ特別目的会社でいいのか、その確認をさせていただきたいと思います。

あと何件か事前に課長のところに質問項目、提供させていただいておりますので、質問項目とその回答について、順次御説明をお願いをしたいと思います。

○議長（安永 友行君） それでは、深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、今質問があった件についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、先ほどありましたSPCについては、「特別目的会社」ということであります。申し訳ありません。修正をさせていただきます。

それでは、前回6月5日に配布をした、主に事業スキーム図のことについて、まず触れさせていただきたいと思います。

この今SPCと囲ってあるところの下の運営会社、この間に矢印上に契約ということがあります。この契約の項目ということなんですけれども、次の質問にもあるんですが、この設計会社の左肩上にコンソーシアムという表現がございます。このコンソーシアムというのは、設計会社、建設会社、維持管理会社、運営会社、こちらに注釈で、マネジメント会社とか地域再生推進法人

が運営するということが書いてありますが、この今の案でいうと4つの会社、こういったものがコンソーシアムというグループになります。

このグループが例えばPFI事業等を公募した際に応募をして、事業者として決定をされた場合には、先ほどのSPCという会社を設立をして、事業運営に当たっていくというようなスキームでございます。

それで、先ほどの契約というところなんですけれども、もちろん設計会社に関しましては、PFI事業新設をするということもあたりるので、設計、あとは施工の管理といったようなところになります。建設会社は建設を受託して建設をすると。維持管理会社は建物の維持管理、浄化槽等を含め、そういった管理をしていくと。運営会社というのが、先ほども言いましたように、施設のこういったような企画をしていくのかとか、広報だったりとか、改善提案だといったような総合的なマネジメントをしていく会社だというふうに御理解いただけたらと思います。

それぞれのコンソーシアムのメンバーがSPCを形成すると。SPCが実際に事業をするというよりは、そこからコンソーシアムのメンバーのところの会社に業務委託、工事委託をして、それぞれの会社が事業をしていくというような流れになるというふうに考えております。

続きまして、この「まちの駅」という構想と、高津川てらすの10年間の計画の関係は、というようにところで御質問いただいているところなんですけれども、今回の事業の調査事業については、4つの公共施設を一元的に活用することで、それぞれの施設や機能が相乗効果で最大限に効果的な運営となる手法等について調査をするものです。高津川てらすの計画もまちの駅の構想の中で、より一層大きくなっていくことを期待をしているところです。

続いて、調査を行う事業者提供資料の項目についてのところなんですけれども、こちら正直なところ、業者さんがどういう資料を求めてくるかということは、現段階でまだ想像の範囲だということでお酌み取りいただけたらと思いますけれども、一般的には、やはり今までかかっていた施設の維持管理コスト、そういったところが将来的にどうなっていくのかということを見るということで、例えば光熱水費だったりとか、外部委託の状況だったり、費用だったり、そういったような項目を提示するようになるかと思っております。

今回のこの4つの公共施設の中に、先ほどから出ていますように、よしかみらいと交流研修センターは指定管理ということに今なっています。指定管理者のそういったような利用状況だったりとか、光熱水費の発生した費用の負担といったような項目は、重要な基礎資料になるんですけども、一応指定管理者の理解だったりとか協力がなければ、なかなか提示ができないということもありますので、理解を得るようにしながら提示をさせていただきたいというふうに考えております。

6番目です。例えば吉賀町とSPCがPFI事業契約というふうな契約をするというふうにな

っていますけれども、この中で例えば運営権をSPCに渡すようになるのかということなんですけれども、今、調査の官民連携の手法を検討してもらって調査をしてもらう中で、例えば調査結果によっては運営権を渡す。つまり、このスキームの中で言うとコンセッション方式といったような方式、そういったところが運営権を渡すというような方式になります。

運営開始までの時間的な流れなんですけれども、これもあくまでも仮定というところではありますけれども、まず指定管理者の方、今受けている、今後受けていたというところにおいては、そのうちの指定管理者と協議を行っていきながらなんですけど、今年度、時間軸的には調査を行います。

次に、調査結果に基づいて、いろんところで合意は取っていくというようなところなんですけれども、最短でも来年度、まちの駅の事業実施者を例えば公募をしていくと。コンソーシアム、先ほどのコンソーシアムから提案があつて事業が特定されれば、そのコンソーシアムと契約を行い、今度はSPCというところの契約になると思うんですけれども、そういったところと契約を行って事業を開始してもらおうといったような流れが、これは本当に一般的なことなんですけれども、そういった流れになるというふうに考えております。

次に、まちの駅の収支を検討する場合の利用者となり得る個々の施設ごとの特性をはじめ、利用の上限設定に関してということなんですけれども、この施設においてこういった機能を導入していくのかということ、あとはその機能の利用に対する対価、サービス料というか、利用料金の設定というのは、もちろんまちの駅構想の収支というか、成り立っていくというところでは、非常に大きな部分です。

この部分に関しましては、これも一般的ところで申し訳ないんですけれども、他自治体の例によると、PFI事業においては、範囲を定めて事業者が具体的な金額を定めると。吉賀町のほうは条例等で範囲を定めておいて、その具体的な金額については事業者が定めていくというような流れでやっている。今の指定管理者制度とあまり変わらないようなイメージで設定をされているところが多いようです。

続きまして、まちの駅をやっぺいこうということになれば、その運営開始までの手続きということなんですけれども、これも本当に一般的な流れとして聞いていただきたいんですけれども、まず先ほどから繰り返しますように、町は事業者の公募を行います。それで、先ほどのコンソーシアムから提案があつて特定をして、SPCと吉賀町が契約をするといった流れがあります。

今度は特定を受けたコンソーシアムは、先ほどのSPCをつくって町と契約を行います。SPCとコンソーシアムのそれぞれのメンバーも個別に、先ほど契約とありましたけれども、個別に契約を結んで、PFI事業全体がきちんと事業執行できるように、細かな契約を結んでいくと。そういったところが終わって、運営の開始というような流れになるということです。

続いて、SPCのノウハウを持った業者の選び方等、特に慎重に、特に重視しなければならないポイントは何かということですが、先ほどからコンソーシアムのメンバー、SPCのメンバーといったようなところを申し上げておりますけれども、ここにどういったメンバーが入るかといったことは、一つのポイントになるかと思えます。やはり企業によっては得意なところ、不得意なところがあるというふうに考えておりますので、そのメンバーの構成というのが一つ。

もう一つが、今4つの公共施設というところで行くと、もちろん一体的に言うと複合的な機能を持った施設群ということになることが予想されますので、先ほども出ました運営権といったものを、どういう形で設定をしていくと、最も効果的で効率的なのかといったような範囲だったりとか、その内容を検討していく、重視をしていくといったようなところが、選定の指針だったりとか、ポイントだったりとか、そういったところになるかと思えます。

もう一つは、調査は何年先まで収支を見通すのかと、収支が取れなくなった場合はどうするのかといったような御質問ですが、これも一般的な話となって申し訳ないんですが、PFIの事業期間というのが、企業側がある程度収支を長期間にわたって取れるか取れないかという期間で見ていくことが一般的だと考えております。

今回、例えば20年のPFI事業を事業期間とすれば、その20年で見ていくということになるかと思えます。これが例えば10年、30年と変わるということはもちろんあるということですが御理解いただけたらと思います。

あとは先ほどの質問でいうと、持続可能な運営を今後も行っていくために、事業スキームを今回検討するということが大前提なんですが、その上で本町に将来的な財政状況、どういった影響を与えるのかということをはっきりさせる必要が、今回の調査事業でもあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10時にもなったので、まだあるかと思えますけど、一旦休憩します。
10分間。

午前9時58分休憩

.....

午前10時23分再開

○議長（安永 友行君） 大変お待たせしました。休憩前に引き続き、質疑を再開します。

先ほどちょっとおつなぎしましたが、資料については、6月5日の全員協議会の資料の最終ページになるかと思えますが、令和5年度国土交通省のPPP/PFIに関する支援（先導的官民連携支援事業）対象の決定についてというのを、課長のほうで大まかにもう一度説明をもらいます。

ただいま配ったものは、その中にある一般的には私もそうなんですが、難しい言葉が結構ありますので、その辺を課長と担当の落合君が抜き出して、今資料にまとめていただきましたが、ただ結構な量なので、その都度参考にして、質疑等をよろしく願いいたします。

それでは、最初に深川課長に——タブレットを皆さんお開きで——そのものについての説明を再度簡単にですが行いまして、質疑に移ります。深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、お手元に令和5年度国土交通省のPPP/PFIに関する支援対象の決定についてということで、6月5日の全員協議会の資料をお手元にしていただくと、あと先ほど配布をさせていただきました4枚のA4の資料です。こちらは今、議長のほうからも説明いただきましたとおり、ちょっと手持ちの資料等をざっとやったもので、内閣府のホームページであったりとか、その他民間の方のホームページであったりとかを、ちょっと抜粋をしたものですので、若干その表示というか表現というのが、差があったりすることを御容赦いただいたらと思います。

それでは、まず、このPPP/PFIというところなんですけれども、PPP/PFI、何度もこれを聞くことがあるかと思えますけれども、PPPというのが、資料でいうとパブリックプライベートパートナーシップ、一番上に書いてあります公民連携、官民連携といったような言い方をするものです。ここの中に、説明のところにもありますけれども、代表的な手法の一つとして、PFIだったりとか、指定管理制度だったりとか、市場化テスト、公設民営の方式とか、そういういろいろな方式が含まれています。この中のPFI事業というところが、この下に説明をさせてもらっているんですけれども、あくまでも公共事業を実施するための手法の一つで、安くて優れた品質の公共サービスの提供を実現することを目的としています。民間の資金と経営能力、技術、ノウハウを活用して、公共施設を設計、建設、改修、更新や維持管理、運営を行う公共事業の手法です、ということです。こちら、スキーム図の中にも出てくるPFIです。もう一つ、PFI—ROとついているものに関しては、既存の施設を改修するような方式だということで、御確認いただけたらと思います。

それでは、先導的官民連携支援事業の概要、もう一度説明をさせていただきます。目的のところなんですけれども、財政状況が厳しくなってインフラも老朽化していく中で、社会資本の整備、維持管理を的確に進めようということで、民間の方の活力だったり資金だったりを最大限に取り入れていこうというところで、官民連携事業ということがあります。なかなかこういった案件が、小さい地方自治体には入っていないのですが、今回の概要のところを書いてありますけれども、こういった小さい自治体が手を挙げて、官民連携の事業を推進していくということが可能か、こういったポテンシャルを持っているのか、といったようなところを調査するというのが、この調査の採択をされた最も大きなところだというふうに聞いております。

2段目の、「「まちの駅」形成に向けた交流拠点施設を核とした官民連携手法の検討調査」ということですが、今、繰り返しのようになりますが、人口6,000人の町で、どうしたら活力ある町になっていくかというところで、今、「まちの駅」と仮称でつけておりますけれども、うちの約3倍ぐらいの人口の集客力がある真田グラウンドをそういったところを中心として、4つの施設を一体的、一括的に活用することで、さらなるにぎわい、活性化ができないかということ考えているというところなんですけれども、この活性化をする手法として従来の公共施設の建設とか管理といったような手法ではなくて、官民連携という手法を取り入れて今回やっていくにはどうしたらいいか、どういう課題があるかというところを調査する事業でございます。

一番下最後の調査内容なんですけれども、読み上げさせていただくと、「地域活性化を図る複合一体型の拠点づくりを、官民連携で実施するための事業手法・事業スキーム検討を行う」、「コンセッション方式については、本拠点施設における収益性について調査検討し、町の規模を見据えた自立可能な運営の可能性（混合型など）についても把握する」ということで、先ほどの事業スキーム案ですけれども、まず、吉賀町がPFI事業、まちの駅というところの公募を、例えば本当になった場合は事業を公募するということです。そこに対してコンソーシアムを構成する、ここでいうと、設計会社、建設会社、維持管理会社、運営会社、こちらがコンソーシアムというグループをつくって応募をします。その応募の提案が採択されると、このコンソーシアムが、SPC、特別目的会社というのを設立をして、PFI、公募をした事業を実施をしていくということです。

ここで先ほどの資料でいうと、1ページ目のところにコンソーシアムということで一応載せてありますけれども、こちらには民間事業者の公募に当たり、組成される法人格のない共同企業体のことであるというふうに説明を入れさせていただいております。

続いて、この中でいうと3ページ目、この表でいうと吉賀町とPFI事業契約というところがあるんですけれども、管理者と、ここでいうと吉賀町ですけれども、吉賀町と選定事業者、この図でいうとSPCとの間で結ばれる契約であるということです。以下は、先ほども申しましたように、基本的に選定事業者と設計だったりとか、工事だったりとか、維持管理だったりとか、運営といったようなところの契約を包括的に結んでいくというところなんです。今度はSPCとコンソーシアムとの間の契約、ここですけれども、ここは先ほども説明をしました。繰り返しのようになりますけれども、先ほどのPFI事業契約の下、事業関連契約というふうに書かせていただいておりますけれども、委託業務ですね、工事請負といったようなところなんですけれども、選定事業者がPFI事業契約に従って、施設の設計、建築、建設、維持、管理及び運営の業務を実施する公共サービスを提供するために、これら業務を第三者たるコンソーシアム、構成企業、またはコンソーシアムに加盟していない別の受託企業に請け負いだったりとか、受託をするということです。

あくまでもSPCとコンソーシアム、もしくは一般のほかの企業の間との契約がこの契約になるというスキームです。

全体のところで見ますと、SPC、特別目的会社が、例えばこれでいうと、グラウンドの管理をします、その利用者から利用料金を得て、サービスをグラウンドの利用をさせていくと。その下の公営住宅でいうと、公営住宅に維持管理をSPCがするんだけど、今度は受託の料金というのをSPCに納めていくといったようなことがこのスキームに書かれております。先ほども申し上げましたとおり、このSPCの下に、PFI—RO、PFI、先ほど説明をしましたところ。コンセッション混合型というのがあります。コンセッション方式というのは、先ほどもちょっと早口で申し上げて申し訳ないのですけれども、配布させていただいた資料の2ページ目ですか、3つ目の公共施設等運営方式（コンセッション方式）というふうに記載をさせていただいています。これは利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共の主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方法です。これは公的主体が所有する公共施設について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能としているということで、利用者ニーズの反映した質の高いサービスが提供ができると。図のほうにも書いてありますけれども、例えば指定管理と何が違うのかということになると、指定管理は運営権は渡しておりません。運営権を債権というか、ものとみなして、自由度を上げるという意味で、そこを渡していくというのがコンセッション方式ということになります。

もう一つ、混合型とついているのですけれども、これ一般的ところで話をさせていただくと、先ほど1ページの下段、PFIの事業類型という項目があります。こちらが公共団体が民間へお金を支払う形態をサービス購入型と言います。PFI事業というところですが、いろいろな形がありまして、一方、地方公共団体が民間へ全くお金を支払わずに、利用者が料金を支払う形で運営ができるというものを、独立採算型というふうに言います。これらは事業方式、先ほど言いましたようにPFIにもいろいろ分類があるのですけれども、そういったところではなくて、事業類型というような言葉で表されることが多いということです。先ほどのサービス購入型、これは全額公共が見るというパターン。一方では独立採算型。全て民間の方が利用料だけで賄うという型。これを混合させたミックス型とありますが、こういった形が混合型と言われるようなものです。

こういったいろいろなPFIと一口に言いますが、手法も違えば運営、また利用料金の取り扱いというか、サービスの対価をどこから得ていくのかというような違いもございます。こういった少し慣れない官民連携の事業について、この国土交通省が支援をしていただいた事業の中で、やはり先ほども繰り返しになりますけれども、吉賀町のような比較的人口が小さい小規模の自治体の中で、官民連携の事業がどういう形でできるのか、可能なのかというのを調査をしていく事

業だということと併せて、先ほど出ましたコンセッション方式では、運営権まで民間の方に渡して、自由度の高いしっかりした経営ができるというようなところもありますので、そういった設定をどこまでしていけば、行政の大きな負担がなくサービスが向上できるのかといったようなところまで検討をしていきたいというふうに考えている事業でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 課長のほうであらまし説明していただきました。最長11時頃までの集中の質疑にしますので、ないようでしたら、早めに次に移りますけど、その辺を御理解いただいてよろしくをお願いします。

質疑を行います。質疑はありませんか。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） この、プロポーザル方式、ちょっと大まかにはあれですが、今既存の指定管理者が入っておりますよね、今。よしかみらいとかいろんなものが4つ入っているわけですが、この方式で行くと契約を結んでどういうふうなことをするかという調査のときに、現在の既存の施設の管理者ですね、町というよりよしかみらいとか、そういうふうな方もその中に入って話をすることになるんですか。全然、もう業者が入って、新しいものを造っていくんか、今のよしかみらいさんならよしかみらいさんも入って行って、同時に話をしたりするようなことができるのかどうか、その辺はどうなんですか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也君） まず、調査段階においては、もちろん今のよしかみらいを指定管理で運営していただいているSparkle Starさん、あとは一般社団法人の高津川てらすさん、そちらの方から十分に御意見を聞くというところで、実際の今度は事業が進んだ場合には、先ほどのコンソーシアムのメンバーの中にそういった団体さんが含まれる、含まれないについては、そのメンバーの構成によると思うんですが、今やられているところは、何て言ったらいいですかね、メンバーに入れていくことが適当なのかなというふうには考えていますが、あくまでもその民間の方がメンバーを決めていくので、何て言ったらいいですかね、（発言する者あり）
そうですね、はい。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） この調査をした後に、実際に今度は国へのいろんな申請等が発生するのか。と言いますのは、国との関係は、今既にこの先導的官民連携支援事業の関係で、今選定をして回っているという段階で、それ以降は国との関係というのは、発生をしないということでもいいのかということと、それと今度事業を始めるに当たって、さっきコンソーシアムのところの会社になりますが、これらの会社がいろんな設備の改修であったり、周辺の改良、そういうも

のが必要となった場合に、費用というのはどういうふうな形で賄われていくのか。その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは2点あったかと思いますが、1点目の国との関係ですけれども、今回調査事業を決定いただきまして、ここでは国土交通省からの補助をもらっていくと。調査事業が終わって報告書を提出した後のことということによろしいですか。国としても官民連携の事業というのは、推進をしていくというふうに聞いておりますので、伴走支援的な助言だったりとか、そういったところはやられるものというふうに思っております。もう1点が事業を始めたときに、例えば新しい整備をしたときの財源ということですが、こちらがいろんな方法があるということで、その建設会社さんなりコンソーシアムのメンバーなりで資金調達をして、事業期間内に回収ができるということであれば、その会社が資金を調達をして、事業を実施するというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 前回の全員協議会、それから本日も集中審議ということで、資料の提供もさせていただきながら、説明をさせていただきました。なかなか十分でない説明であったというふうに私も思っております。

これも遡ってみれば、旧六日市学園をああした形で官民連携で新しい公共の場をつくるという思いで始めたものでございまして、地域再生推進法人も中国管内で言いますと4団体目にまだすぎません。広島県の安芸太田町、それから岡山県はいろいろ話がありました、奈義町もそうございまして。鳥取県は南部町。そして4つ目が島根県の吉賀町ということで、この中国管内の中でもまだ4つしかないということで、ただ4つしかないではなくて、この4つがやる取り組みが非常に先導的だということです。

今回、PPP/PFIで担当しております企画課のほうが非常に熱心に検討していただいて、これは町のアドバイザーの方からも御指導を当然いただいておりますが、ヒントをいただいて、今回のこの交付金に挑戦をさせていただきました。資料にもありますように、全国は32の自治体が手を挙げて、21の自治体が採択をされて、そのうちの1つが吉賀町になりました。とりわけ中国管内では吉賀町だけです。

全協の3枚目のペーパーにありますように、1,197万で国の評価ということが簡単に5行で述べてありますが、「人口1万人未満の小規模な地方自治体において、既存施設と新規整備施設を合わせてコンセッションを含めた官民連携手法の適切な組み合わせを検討する点は先導的であり、他の地方公共団体への汎用性を評価した」と。ここが一番肝なんです。県選出の国会議員

の先生がたくさんいらっしゃいますので、私もこの話をさせていただきましたが、やはり吉賀町のような中山間地、しかも本当に人口が減っている中で、俗に言う経費、要するにコストがかかる箱物ばかりです。これを除却するのも今は本当に大変です。ですから除却するのはいとも簡単なんですけど、これにもかなりの財源がいます。除却債もありますけど、これを借り入れれば、今度発行すれば返済ということ。そうではなくて、新しいやはり公共施設のあり方を検討したいということで、地域再生推進法人と今回のこの交付金事業のほうへ挑戦をさせていただいたということで、国交省のほうも非常に高く評価をさせていただいているということは、この結果を非常に注目していただいているということでございますので、予算の議決をいただかないと着手できませんが、その上でプロポーザルでたくさんの方に手を挙げていただいて、本当に自由度の高い期待の持てるような提案を、我々も期待をしておりますので、ぜひこの案件につきましては、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

私のほうからは、以上です。

○議長（安永 友行君） ほかの質疑に移ります。よろしいですか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 資料をいただいていますけど、吉賀町の地球温暖化対策実行計画の策定ですが、この中で、これもプロポーザル方式をとるわけですけど、確か御説明の中で、事業者は県内事業者という説明がありましたけど、なぜ県内でないとだめなのかということと、この事業内容の中に再エネ導入目標の設定というようなこともありますし、太陽光発電整備の云々というのがあります。なぜこういう質問をするかと言いますと、風力なり、太陽光なり、陳情書も出ていますし、署名活動も行われて、大変住民の皆さんが、ここだけではないんですけど、日本全国で様々な住民の中止を求める声が出ている中で、私はこのことを策定することによって、太陽光や風力の設置が増進されるようなことがあってはならないと考えておるわけですけど、町の、これはプロポーザルのことですので、あまり町の方向性がどうのこうのというのはおかしい話なんですけど、ある程度の方向性が示されるのかということをお聞きしておきたいと思います。意見として、町が太陽光とか風力に対しては、町民のこういう声があるということが盛り込まれるのかどうかということをお聞きしておきたいと思います。

それとここに、太陽熱利用やバイオマス熱利用等の数値目標も載せてありますけど、先般も一般質問でしましたけど、やはり山を生かすということで、この町の方向性としてバイオマス発電なりバイオマス熱利用を、町の考えとして入れられるのかどうかという、その3点をお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 山根税務住民課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） 失礼いたします。

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業についての質問だと

思います。

まず最初に、県内に絞ったというところでございますが、先行してこの事業を行ったのが数市町でございます。その中でも県内の営業所、本社がある業者のほうで行えているということがございまして、先行して行われたところの資料等を用いましたところ、そちらのほう県内で公募をして事業実施可能であるというふうに判断をいたしまして、他県にもいろいろな考えをお持ちの業者もあるかとは思いますが、県内で同じような手法なり調査がしやすいというところを含めまして、県内の業者でできるのではないかというふうに思いまして、県内に関係する業者ということで公募をしたいというふうに考えております。

それから、太陽光とか風力等の発電の方式といいますか、どういう導入をしたほうがいいのかということも含めての調査になろうかというふうに思いまして、これが2050年カーボンニュートラルの実現に向けた調査ということになろうかと思っておりますので、調査内容がどのようになるかというのは、まだ私の中では見えていないというのが正直なところでございますが、町内の状況を調査の中にしっかり入れていただいて、事業のほうが進めていけたらというふうに思っております。

太陽光、風力に合わせまして、バイオマスの発電につきましても、調査の中身のほうには入れていただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ほかにありますか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今回の質問に関連するわけですが、改めて確認だけでも、小型の風力発電、今の何千キロワットとかいうようなものでなく、何百ワットクラスのものとか、それと今まで町長のほうからも小水力の分では、県がやった事業の関係では、それについては、今取り組む状況でないということで御回答もいただいているんですけども、改めてそこに入ることはあるのか。椋谷であったり、真田のほうであったりとか、そういうものが入ってくる可能性はあるのか、その点お聞きをしたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 山根課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） 失礼いたします。

風力の小型版ということかと思われませんが、現在のところそういう計画等も聞いていないというところが正直なところでございますが、そういった形でカーボンニュートラルの実現に向けて、そういう方策が適当であるという調査が出れば、そのほうで調査報告がなされるかなというふうに思っております。

小水力の新たな開発につきましても、今建設コストにつきましても、近年上昇しているということもございまして、費用対効果の関係から、新たな開発というのは難しいのかなというふうに考えておりますが、その調査の中で、また別な手法によって効果が得られるようなものがある

という調査結果がありましたら、そちらのほうにシフトしていくことも考えていけたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 目的のところ、地域における再エネの最大限導入を図るということもうたわれておりますので、これからの調査が可能性を探られるのであろうと思いますが、そういうことをやるときに、ここにもありますが、事業内容の2番目に再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援ということがございます。このゾーニングの区域等を決めていくときに、地域住民の方であったり、団体さんも含めてですけども、そういう方々からのいろんな意見等の聴取、そういうものも行われて地域のゾーニングをしていくことになるのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山根課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） 失礼します。

事業内容のことについてでございますが、ここの4つある中で、吉賀町が採択を受けたものにつきましては、①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取り組みの検討による計画策定支援というところに対しての事業内容につきましての採択でございまして、ゾーニング支援ということについては、今回ちょっと入っていないというところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 予算書の7ページの教育費ですけど、校務支援員の配置が、七日市小、朝倉小、六日市中学で予算が出ていますけど、支援員の方の配置の人数をお聞きするわけじゃないんですけど、十分に支援体制ができる配置になっていると考えておられますか。

○議長（安永 友行君） 支援員の全体ですか。もう一遍、11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 現場のほうから、これで十分だという、満足度と言いますか、満足度と言ったらちょっと語弊がありますが、今の人数で十分対応できているんだという声が上がっているかどうかということです。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。

7ページの歳入の緊急校務支援配置事業補助金のことについてだろうと思います。今回のこの緊急校務支援員配置事業につきましては、県のほうの補助金ということで歳入のように上げさせていただきます。町の全体的なそういった支援員等々のということだろうと思います。

現在、今年度については、町のほうでこういった児童生徒の支援に当たる支援員等々について、

まず非常勤講師を七日市小学校、それから柿木小学校に配置しております、それぞれ。それから特別支援教育支援員、こちらを全校にそれぞれ配置をしているところでございます。こちらの配置につきましては、年度内のところで、各学校と訪問、指導、相談をさせていただいて、そういった要望であったりだとかと協議しながら配置を決めているという状況でございます。十分かと言われれば、なかなか少し不足の部分もあるのかもしれませんが、例えば非常勤講師であったりすると、免許証が必要であったりだとか、そういった必須条件もありますし、あとは県のほうの教職員の配置、その辺との兼ね合いもありまして、可能な範囲での配置をしているという状況でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 私は、議案第43号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）についての反対の討論をさせていただきます。

まちの駅調査費1,197万円が盛り込まれております。この補正予算の中には、別に、六日市病院に対する算定替えの5,000万円であり、また、この光熱費高騰に対する予算も含まれております。重々、この補正予算は大事だということは承知をしておりますが、前日からの議論の中で、このまちの駅構想、国からの10分の10ということで、非常に有利な1,197万円が盛り込まれておりますので、あえて反対をさせていただきます。といいますのは、真田グラウンドを中心としたこの一帯を、まちの駅構想ということで活性化すると、非常にそのことに関しては、私は賛成であります。本当に大事なことと思っております。しかしながら、ここの中に全く必要がない、作るのに無駄と思われる、以前から私はこのことについて質問をしておりますが、サブグラウンド建設が含まれるのではないかとということを危惧しております。それは、計画段階では含まれないと先ほど説明がありました。しかしながら調査結果においては、含まれる可能性はあるというふうに私は理解しました。現段階では含まれないということは、再三、先ほどの執行部からの説明で承知をしておりますが、調査結果次第では含まれる可能性があるというふうに、確か答弁があったと思います。なぜサブグラウンドのことに特化するかと言いますと、大野原にありますサブグラウンドは、以前も質問しましたが、使われるのは年に数回もありません、というふうに教育委員会から答弁がありました。よしかみらいグラウンドができてから、あの広大な土のグラウンドではありますが、あのグラウンドがほとんど使われておりません。将来、国体があるということに決まっておりますが、そのことを考えましても、真田グラウンドと大野原のグラウンドはすぐ近距離でありますので、シャトルバスを使えば、十分大野原のグラウンドは使え

ます。あのグラウンドは、よしかみらいができるまでは本当に使用されておりましたが、現在はほとんど使われておりません。反面、あそこにありますゴルフの打ちっぱなしとか、あるいはテニスコートは、大変町民の皆さん、またグラウンドゴルフも活用されておりますが、土のグラウンドは、本当に年に何回かしか使われていません。そういうグラウンドがあるにもかかわらず、人工芝になるかも分かりませんが、あえてこのよしかみらいのそばにサブグラウンドを作るという可能性があるという。私は、またまた無駄な施設を作る、そういう可能性があるということで、私は大変危惧をしております。この補正予算が大変重要だということは分かっておりますが、あえて将来的に作られる可能性があることが含まれているこの「まちの駅」構想の予算につきまして反対ということで、この43号議案に対しまして、反対の立場で討論させていただきました。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、議案第43号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）に対する反対の討論を行います。

先ほどの御説明等で繰り返し、真田グラウンドについて、人口の3倍に当たる1万7,390人の利用者ということも強調されていましたが、その方々と旧学園施設、ここでは地域拠点施設というふうに表現をされていますけども、そこの繋がりが十分できるというふうには、先ほどの説明を聞いていてもなかなか納得が得られるものでなかったということもあり、さらには、今度改修する必要がある場合、事業者のほうでその費用等も賄うということもありますが、それはあくまでも利用者さんから得たお金があってできることであって、それがなければ資金を借り受けることもできない。そういう環境の中で行われるものであるということに対して、非常に将来的な危機感を持つため、この予算の内容に対しての反対をせざるを得ないということで、反対討論とさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 続いて、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第9、議案第43号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してく

ださい。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れはありませんので、採決は締め切ります。

賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（8名）

村上 定陽君	三浦 浩明君
桑原 三平君	河村由美子君
松蔭 茂君	河村 隆行君
中田 元君	庭田 英明君

反対（3名）

桜下 善博君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	

日程第10. 発議第3号

○議長（安永 友行君） 日程第10、発議第3号物価上昇に見合う年金支給を求める意見書（案）を議題とします。

本案については、総務常任委員会の報告を求めます。3番、三浦総務常任委員長。

○総務常任委員長（三浦 浩明君） それでは、物価上昇に見合う年金支給を求める意見書（案）について、委員会審査報告書を読み上げて報告いたします。

吉賀町議会議長安永友行様。総務常任委員会委員長三浦浩明。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定より報告いたします。

記。

- 1、事件の番号、発議第3号、件名、物価上昇に見合う年金支給を求める意見書（案）。
- 2、審査年月日、令和5年6月13日。
- 3、審査結果、賛成多数、可決いたしました。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第10、発議第3号物価上昇に見合う年金支給を求める意見書（案）を採決します。

この発議に対する委員長報告は原案可決です。この発議は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。

賛成多数。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（9名）

桜下 善博君	村上 定陽君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（2名）

三浦 浩明君	桑原 三平君
--------	--------

日程第11、陳情第2号

○議長（安永 友行君） 日程第11、陳情第2号太陽光発電パネル設置に関する陳情を議題とします。

本案について、総務常任委員長の報告を求めます。3番、三浦総務常任委員長。

○総務常任委員長（三浦 浩明君） それでは、陳情審査報告書ということで、読み上げて報告いたします。

吉賀町議会議長安永友行様。総務常任委員会委員長三浦浩明。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

- 1、受理番号第197号、陳情第2号、件名、太陽光パネル設置に関する陳情。
- 2、審査年月日、令和5年6月12日。
- 3、審査結果、賛成多数において採択と決しました。

なお、これに付け加えて若干の説明をしておきます。

委員会の中でいろいろ意見も出たわけですが、これまでに太陽光パネルの設置、そういったことは、数年前よりいろいろこういった案件がありました。その中で、やはりどうしても苦情等々、そういった実態もあったわけでありましたが、このたびもまた、こういった陳情が出されております。

農業委員会としても、この案件について、農地転用等の手続き、申請、そういったことにおきまして、議案としてこの案件が出まして、農業委員さんの方からもいろいろと反対意見等々出ました。ただその中で、そういった意見等の気持ちはよく分かりますが、農業委員会として法律的な立場から言いますと、やはり業者が国、県、そういったものの法的順序をクリアしておりますので、なかなかこれをノーとは言えないといった経緯があります。

それからもう1つ、町のほうからでもありますけど、もともとガイドラインを作っておりまして、町からも、この業者に対して事前協議終了通知書ということで、要は地元の反対者、それから所有者、業者間で説明会等々がなされましたが、いろいろ説明不足等々あったのかもしれないけど、合意が得られていないということで、この陳情が出たわけでありまして。

町のほうからも、通知書として「引き続き細やかな説明を行い、地域住民との良好な関係を保つよう努めること」とこういった文章を出されておりますが、もう1つ、最後に委員会の意見としましても、やはり今から、将来的にもこういった田畑の遊休地、どんどん増えてまいりますので、町としてもそういったガイドラインの条例を厳しいものにしたらどうかという意見も出ました。ということで、この件に関しましては、私と委員会共々大変遺憾なことでありますが、これからも、こういった案件も出ますので、町のほうとも連携して、しっかりした条例づくりを施行していくという結論であります。

ということで、賛成多数で採択と決しました。

以上、報告します。

○議長（安永 友行君） ただいまの委員長報告に対するの質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより反対討論を行います。反対討論はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、陳情第2号太陽光発電パネル設置に関する陳情で、先

ほどの委員長報告では採択ということでありましたが、私はこの陳情に対する反対の討論を行います。

この陳情の後半部分に、「吉賀町の広大な土地を占め自然を損なう太陽光発電設備の設置を遺憾とする立場を採っていただきたく、ここに陳情するものです」ということで言われておりますが、私の知っている範囲ですが、一定の大規模な太陽光発電のパネルを設置したところでも、地元の経済への影響といえますか、プラスの作用も働いております。また、個々の家庭等においても、この太陽光パネルの設置をしている。そういうことで、この陳情に言われているようなマイナスの部分がたくさん抱えておりますけれども、それを上回るプラスのものを感じ取ることができます。

この「遺憾とする立場を採る」ということは、日本語的に読みますと、そもそも遺憾というのは残念だという言葉だというふうに言われておりますけれども、そこから抗議をする、不当として反対を主張するという意味合いを持たせてきているという、そういう言葉として、そういう立場を採ってくださいというふうに言われますけれども、決してそういうものではないと。太陽光パネルの設置そのものに対して、より進めていくことのほうが望ましいと考え、この陳情に対しての反対の討論とさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 続いて、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第11、陳情第2号太陽光発電パネル設置に関する陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れはありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認めます。採決をこれで締め切ります。

賛成多数です。したがって、この陳情は採択とすることに決定をされました。

賛成（6名）

村上 定陽君

三浦 浩明君

河村由美子君

松蔭 茂君

大庭 澄人君

庭田 英明君

反対（5名）

桜下 善博君

桑原 三平君

河村 隆行君

藤升 正夫君

中田 元君

日程第12. 要望第2号

○議長（安永 友行君） 日程第12、要望第2号農業経営収入保険の保険料補助に関する要請を議題とします。

本案について、経済常任委員会の報告を求めます。7番、河村隆行経済常任委員長。

○経済常任委員長（河村 隆行君） それでは、読み上げて報告いたします。

吉賀町議会議長安永友行様。令和5年6月16日、経済常任委員会委員長河村隆行。

要望審査報告書。

本委員会に付託された要望を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定より報告いたします。

記。

1、受理番号第121号、要望第2号、件名、農業経営収入保険の保険料補助に関する要請。

2、審査年月日、令和5年4月7日。

3、審査結果、不採択、賛成少数と決しました。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） ただいま報告を受けましたが、この農業経営収入保険の制度そのものの問題点等について、委員会の中で調査をされておられましたら、その点について御説明願います。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行経済常任委員長。

○経済常任委員長（河村 隆行君） 他の市町村からの資料とか、町内の加入者の資料をいただきましたが、まだ十分に町内に知れ渡っているという状態ではなく、他町村との状況を見ながら判断したということです。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。委員長報告が不採択ですので、原案いわゆる要望書そのものについての討論を行います。原案に対しての賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第12、要望第2号農業経営収入保険の保険料補助に関する要請を採決します。

この要望に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案いわゆる要望書そのものについての採決をします。

日程第12、要望第2号農業経営収入保険の保険料補助に関する要請を採択することに賛成の方は1のボタン、採択することに反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認めます。これで採決は締め切ります。

賛成少数です。したがって、この要望は不採択とすることに決定をされました。

賛成（3名）

三浦 浩明君

河村由美子君

庭田 英明君

反対（8名）

桜下 善博君

村上 定陽君

桑原 三平君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

日程第13. 閉会中の継続審査について

○議長（安永 友行君） 日程第13、閉会中の継続審査についてを議題とします。

経済常任委員長から会議規則第75条の規定に基づいて、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申出書が提出されております。

お諮りをします。申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第14. 閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） 日程第14、同じく閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務、経済、広報広聴常任委員長から会議規則第75条の規定に基づいて、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第15. 議員派遣の件について

○議長（安永 友行君） 日程第15、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付したとおり、1件の研修会と1件の現地調査へ議員派遣をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付したとおり議員派遣をすることに決定をいたしました。

ここで、町長より発言を求められております。これを許可します。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、本定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思っております。

本定例会に、執行部側のほうから提案させていただきました全ての議案につきまして、可決承認の議決を賜り、大変ありがとうございました。

また、今回も議案審議あるいは一般質問の中で、大変多くの貴重な御意見をいただくことができました。このことにつきましては、お礼申し上げますとともに、これからの事務執行にしっかり反映をさせていただきたいというふうに思っております。

私のほうから、1つ申し上げておきたいことがございます。

先ほど、議事の進行の中で、議案第43号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）、こちらのほうの中で、反対討論、サブグラウンド整備についての言及がございました。全員協議会の中でも担当のほうからもありましたが、この件につきましては、かつて要望書が平成28年に出されまして、平成28年の12月の議会の中で、これは陳情書でございますが、「吉賀町民真

田グラウンド（よしかみらい）吉賀町交流研修センター利便施設・機能充実に関する整備陳情書」がその年の11月に出されまして、常任委員会で御審議をいただいたという経過がございます。

このときのこの陳情項目は、小分けで申し上げますと8項目ありまして、ナイター照明の整備であったり、もろもろございます。指定管理業務でやったらどうかというような陳情もございました。

我々執行部といたしましては、こうした議会での陳情あるいは要望書等の採択につきましては、本当に重く受け止めて事務執行に当たっているつもりでございます。一番多いのは、道路の改修であったり、改良であったり、災害復旧であったり、インフラ整備が多いわけですが、とりわけこうした案件についても、たくさんの要望書、陳情書が出てまいります。

この陳情書にあります項目の中でも、ナイター照明設備は既に整備をさせていただきましたし、それから指定管理者制度につきましても、既にその運営で当たらせていただいているところがございます。そういうことで、我々執行部といたしましては、本当にこの採択を重く受け止めて、事務執行に当たっているということでございます。

そうした経過の中で、先ほどの御議論で、反対討論でございました。我々執行部といたしましては、何をよりどころにしてこれから施策をやっていけばいいのかというふうに考えました。少し心配な部分があるなということを痛感をした討論でございました。

いろいろ議場のほうで、全員協議会を含め、議案審議の中で当然御議論いただく。その前段では、我々執行部といたしましては、準備をさせていただいたその採択内容に準じた形で資料等を提示させていただいて、しっかり説明をさせていただいているつもりでございます。少し、そうした経過がある中での御議論であったということで、私自身少し心配な部分がありますということをし添えておきたいと思っております。

それでは、本会議以上で終了、閉会となるわけでございますが、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、今定例会の会議に付された事件は全て終了しましたので、これで会議を閉じます。

令和5年第2回吉賀町議会定例会を閉会いたします。御苦勞でございました。

午前11時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員